

東日本大震災・広島土砂災害・熊本地震のリーガル・ニーズ分析と弁護士の役割

中央大学大学院公共政策研究科客員教授・慶應義塾大学法科大学院講師
銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・マンション管理士・AFP 岡本 正



1. 本稿の目的

本稿は、第1に「平成23年東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）、「平成26年8月広島市豪雨災害」（広島土砂災害）及び「平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震」（熊本地震）において、弁護士が日本弁護士連合会（日弁連）、各地の弁護士会などを通じて実施した「無料法律相談・情報提供活動」により明らかになった災害後の被災者（被災企業）のリーガル・ニーズを数値的・視覚的に明らかにして、これらと比較検証することを目的とする。そして、第2に、その比較検証結果を踏まえ、大災害後及び災害の事前の備え（防災・減災）のために弁護士が果たすべき役割と「DLAT（災害派遣弁護士）」の概念の浸透と展開を提言するものである。

2 被災地のリーガル・ニーズ分析（総論）

(1) 被災者無料法律相談の分析とは

筆者は、2011年4月に日本弁護士連合会災害対策本部嘱託室長に就任したことを契機に、東日本大震災の被災地や避難先などで実施されている面談・電話相談を集約・データベース化し、リーガル・ニーズを分析公表すべきことを提言した。その成果は、「東日本大震災無料法律相談情報分析結果」として第1次分析（2011年6月発表）から第5次分析（2012年10月発表）までが公表された。データ総数は4万件を超えるものとなった¹。これらの分析結果は、種々の災害復興政策、とりわけ被災者支援や復興まちづくりに関わる新制度の構築にかかる法改正及び新規立法に活用された。なお、東日本大震災以降の復興政策や被災者支援に係る法改正の軌跡については、「災害復興法学」（岡本2014）において詳述している²。

東日本大震災を契機とした無料法律相談分析の手

法は、2014年8月の広島土砂災害において広島弁護士会が中心となって実施した無料法律相談事例の分析³や、2016年4月の熊本地震後に日弁連や熊本県弁護士会が中心となって実施した無料法律相談事例の分析⁴に踏襲されている。

(2) リーガル・ニーズ分析の手法

第3章以降で後述する3つの災害のリーガル・ニーズ分析の手法を概説する。まず、リーガル・ニーズそのものを定義すると、これは、被災者（被災企業）が災害に起因して抱えるあらゆる課題・悩みのうち、法的支援・復興制度の情報提供が奏功するような課題であると言えることができると思われる。これらを明らかにするために、集約された相談を、相談内容（分野）ごとに分類し、そのボリューム（全体に占める割合（%））を示す手法を採用している（なお、1つの相談事例を最大で3つの類型に分類するため、グラフ内の各数値の合計値は100%を超える）。集約された無料法律相談事例は、20以上の項目のいずれかに分類されるが、代表的なものをまとめたのが、表1「主な相談類型と事例」である。なお、「原子力発電所事故等」は、東日本大震災の分析にのみ登場する分類項目である⁵。

類型	相談内容
5 不動産賃貸借 (借家)	賃貸借契約の目的物である建物に関し、これが全壊した場合の賃料や敷金・立退料の取扱い、一部が毀損した場合の賃借人が居住できない期間の賃料の取扱い（支払義務の有無や減額の可否）、修理義務の所在、修理義務の不履行と賃料支払義務との関係、賃貸人と賃借人との間で建物の毀損状況の認識に齟齬があり、賃借人は居住可能と考えているが賃貸人から取り壊すとして明渡しを求めら

	れている（逆に賃貸人として取り壊すために賃借人に明渡しを求めたい）が、どうすればよいか、といった相談が多く見られる。賃貸人・賃借人のいずれから相談が寄せられている。
6 工作物責任・相隣関係（妨害排除・妨害予防・損害賠償）	居住する建物の屋根瓦の落下を原因として隣家の建物の壁や自動車、車庫、物置、設備（室外機等）を毀損した（逆に、毀損された）が、これによる損害を賠償しなければならないか（損害賠償を請求できるか）という相談である。毀損原因としては、屋根瓦の落下のほかに、塀の倒壊や墓石の倒壊（隣の墓石を毀損）等も見られる。隣家が毀損し相談者の居住建物に倒れかかっている場合の対応や、毀損した隣家の塀や石垣が相談者の敷地内に侵入している場合のその撤去に関する対応等、妨害の排除や予防に関する相談もある。
9 住宅・車等のローン・リース	いわゆる二重ローンへの対応に関する相談や、直ちに「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に言及し、これを利用するための手続等に関する情報提供を求めたり同ガイドラインの利用の可否を尋ねたりする相談もある。
12 公的支援・行政認定等／震災関連法令／災害関連法令	罹災証明書の取得手続や住家の被害認定に関する相談が多くを占める。ほか、生活再生、毀損した自宅の取り壊しや再築、当面の生活費のために何か支援を受けられないか、という相談もある。
16 相続	遺言、相続、失踪宣告、認定死亡制度等に関する相談。「家族や親戚が何人も亡くなったが、相続人は誰なのか。行方不明者がいる場合には手続はどうすればいいのか。行方不明の家族の死亡届を出すべきかどうかで家族でも意見が分かれている」。「家族が亡くなってから3ヶ月間何もしないでいると、借金も相続してしまうので、相続放棄が必要だと聞いた。しかし、そもそも亡くなった家族にどんな資産があるのか、津波にさらわれた地域の不動産の評価はどうなるのか、はっきりしない。

	相続放棄したらよいかどうかの判断が出来ない」などの相談がある。
22 原子力発電所事故等 （東日本大震災のみ）	原子力発電所事故等に関する相談。「いつ戻れるのか、その間の休業補償などはあるのか。放射線量が高い地域の土地や家屋の評価はどうなるのか」。「役場ごと別の市町村に移転してしまった。どこでどういう手続をすれば今後の情報が来るのかまったくわからない。どうしたらいいのか途方に暮れている」。「補償の範囲はどこまでか、避難指示等は受けていないが、子どものために県外に避難してきた場合は補償されないのか。請求のやり方も複雑で分からない」。「政府や電力会社が出ている指針や基準について詳しく解説して欲しい。納得のいかない点についてはどうやって争ったらいいのか」などの相談がある。

表1 主な相談類型と事例（モデルケース）

3. 東日本大震災のリーガル・ニーズ

(1) 宮城県石巻市のリーガル・ニーズ

図1は、被災当時の住所が宮城県石巻市であった被災者の震災後約1年間にわたる無料法律相談内容の傾向である。

相談割合が高いのは、「5 不動産賃貸借（借家）」、「9 住宅・車・船等のローン」、「12 震災関連法令」、「16 遺言・相続」の4点である。石巻市は、震災当時人口約16万人、借家率「25.0%」、持ち家比率「61.2%」という都市である。被害をいくつかの数値でみると、建物の全半壊率「51.5%」、推定浸水域にかかる人口比率「69.8%」、人口における死者行方不明者占有率「2.4%」となる。石巻市は沿岸部の市街地、住宅地、水産加工団地、工業地帯が津波で被災し壊滅的被害を受けている。

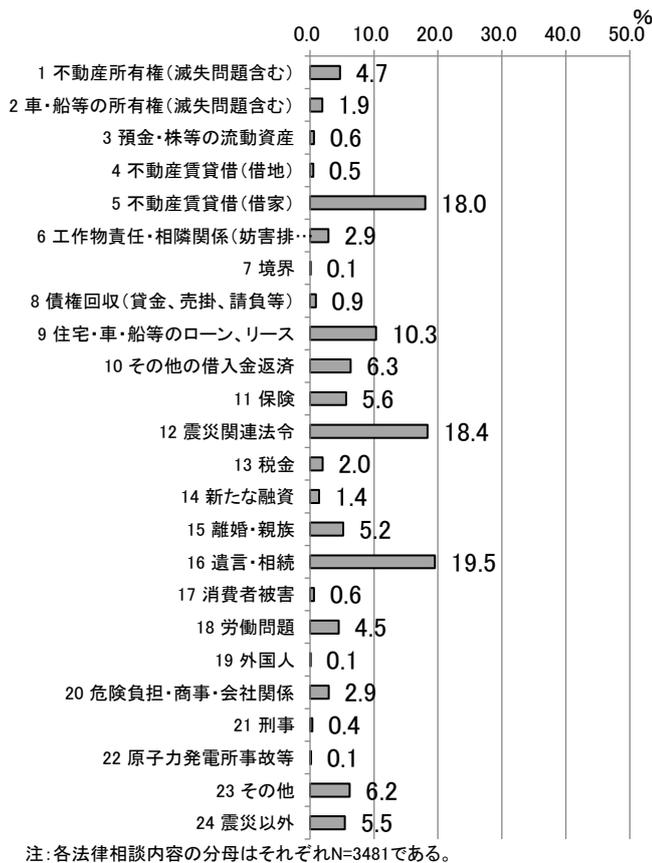


図1 石巻市のリーガル・ニーズの傾向

(2) 仙台市青葉区のリーガル・ニーズ

図2は、被災当時の住所が宮城県仙台市であった被災者の震災後約1年間のリーガル・ニーズの傾向である。

相談割合が高いのは「5 不動産賃貸借(借家)」、「6 工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)」、「12 震災関連法令」、「16 遺言・相続」の3点である。仙台市青葉区は、当時の人口約30万人、借家率「43.7%」という仙台市(人口約103万人)中心街区である。被害態様については、全半壊率「21.6%」(但し、仙台市全体)、推定浸水域にかかる人口比率「0%」であり、石巻市の被害に比べ割合だけをみれば軽微にも思える。ところが、仙台市でも「不動産賃貸借(借家)」と「工作物責任・相隣関係」のように突出して相談が多くなる類型がある。地震により建物の一部が損壊することで、平常時では頻繁におきることのない契約紛争が賃貸人・賃借人間で発生

した。また、近隣住戸どうしでは、がれきの撤去や崩れた屋根瓦や塀が相手の財物を損壊したことによる損害賠償紛争が多数発生した。

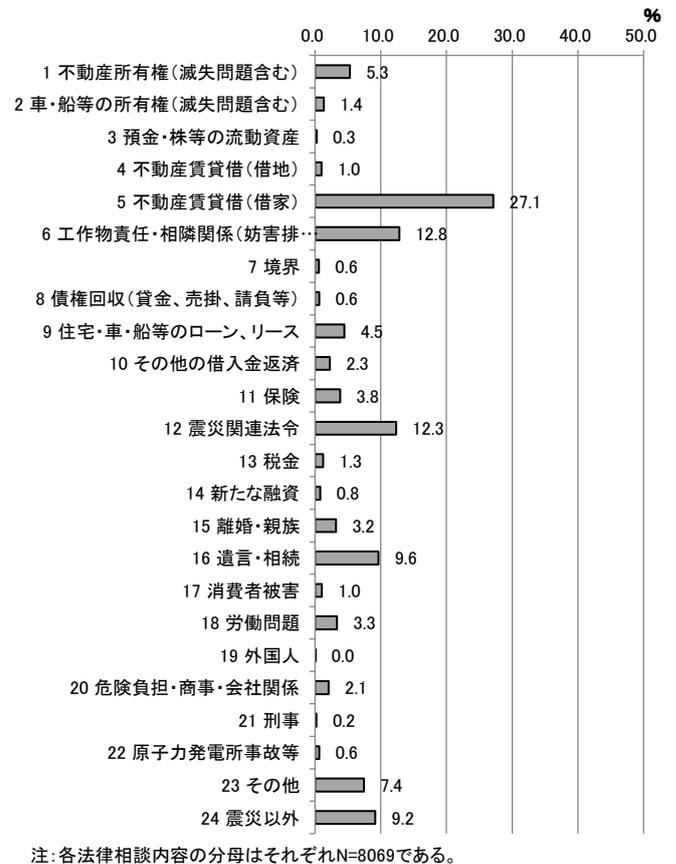


図2 仙台市のリーガル・ニーズ

4. 広島土砂災害のリーガル・ニーズ

広島弁護士会は、東日本大震災・福島第一原子力発電所事故からの避難者への支援を目的として2011年に立ち上げた「広島県災害復興支援士業連絡会」を通じて、2014年の広島土砂災害の発災直後から、ボランティアセンターと連携して相談活動にとどまらない幅広い支援活動実施した実績がある。75人の方が亡くなった広島土砂災害から1年となる2015年8月に、広島弁護士会は「平成26年(2014年)8月広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果」を発表した。図3は、広島土砂災害における被災者のリーガル・ニーズをまとめたものである。

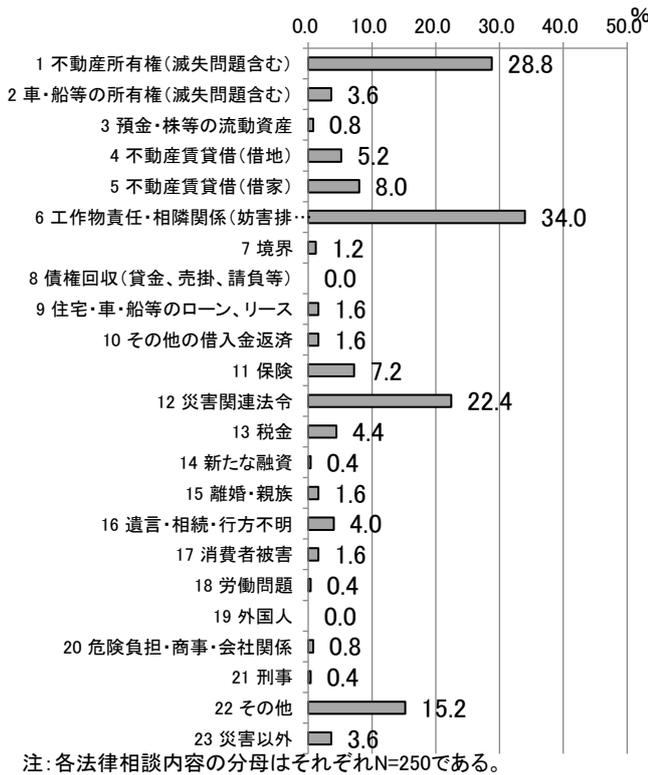


図3 広島市のリーガル・ニーズ

相談割合が高いのは「1 不動産所有権(滅失問題含む)」、「6 工作物責任・相隣関係」、「12 災害関連法令」である。自宅の土砂が隣家などに流れ込み、その撤去を巡る問題や、損害賠償責任(工作物責任)の有無を巡る紛争が多くなっている。災害関連法令が多いが、その内訳としては、「罹災証明書」の発行や認定を巡る相談であった。局地的な災害であっても、生活基盤を失った被災者にとっては、その再建を求める声が顕在化してくることが明確になったといえる。

5. 熊本地震のリーガル・ニーズ

2016年4月に発生した熊本地震の直後(4月25日)より、被災者・被災企業に対して、弁護士による面談及び電話の無料法律相談・情報提供活動が行われてい

る。電話相談については、熊本県弁護士会を中心に、日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、福岡県弁護士会、大阪弁護士会が支援して実施してきた。8月30日、日本弁護士連合会(日弁連)は、4月25日から7月24日までに実施された「5179件」に及ぶ電話相談の集計結果を「熊本地震無料法律相談データ分析結果(第1次分析)」として速報値で公表した⁶。そして、2016年12月には、4月25日から8月31日までに実施された「8012件」(電話相談5953件、面談相談2057件)に及ぶ相談の集計結果を「熊本地震無料法律相談データ分析結果(第2次分析)」(以下「第2次分析」という)として公表している⁷。「第2次分析」では、各相談類型内訳や、市町村や郡単位でのリーガル・ニーズを示すなど詳細なデータが公表されるに至っている。

図4は、熊本地震の被災者に対して弁護士が実施した無料法律相談・情報提供の結果をまとめたものである(前述「第2次分析」より抜粋)。

「5 不動産賃貸借(借家)」、「6 工作物責任・相隣関係」(20.7%)、「9 住宅・車等のローン・リース(17.3%)」「12 公的支援・行政認定等(15.5%)、の4タイプの相談割合が特に高いことが判明した。

「5 不動産賃貸借(借家)」と「6 工作物責任・相隣関係」の相談割合の高さは、熊本地震の被害の特徴を顕著に反映したものと考えられる。熊本地震では、住宅被害だけをみても、熊本県だけで全壊8320棟、半壊31475棟、一部損壊135613棟となっている⁸。この甚大な家屋損傷被害を前提に、熊本県全体の借家比率(34.6%、なお全国平均は35.8%)や、被災地の中心都市である熊本市の人口規模(約74万人)などの要素⁹と連動していると考えられると思われる。

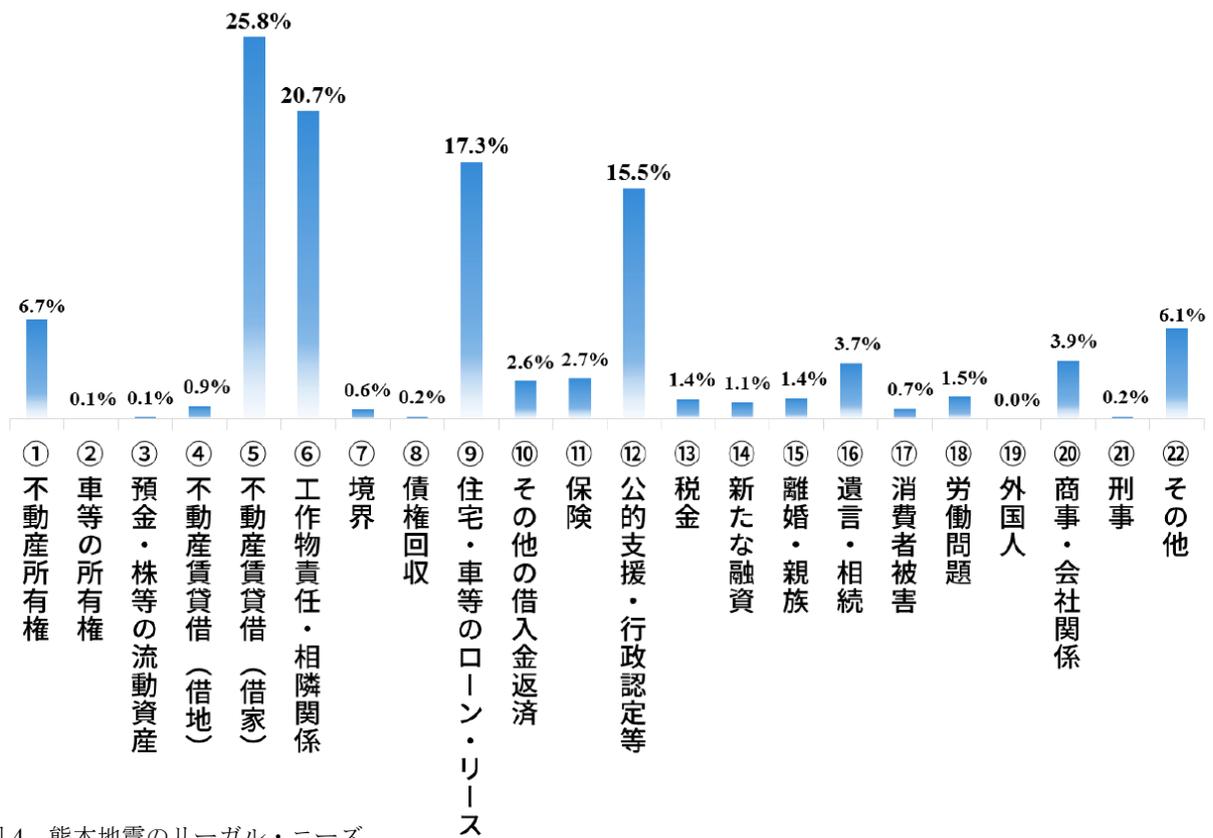


図4 熊本地震のリーガル・ニーズ

「住宅・車等のローン・リース」の相談割合も高い。住宅や個人事業に関するローンの支払いが、震災を理由として困難となる被災者の相談である。仕事を失ったり、生活費が増加したりなど支払困難の理由は様々である。これに対しては、「自然災害債務整理ガイドライン」の周知徹底が求められている。自然災害債務整理ガイドラインとは、自然災害によって、住宅ローンや事業性ローン、リース等の既往債務を弁済することができないか、近い将来弁済できないことが確実と見込まれる場合に、その個人や個人事業主の手元に、一定程度の財産を残したまま、既往債務を減免することができる制度である¹⁰。被災者（債務者）が契約している金融機関（メインバンク）が窓口となり、金融機関と債務者との間で簡易裁判所の特定調停手続を利用して行う。登録支援専門家（弁護士が想定されている）が、公平中立の立場から、特定調停の成立まで弁済計画策定等の支援を行う。

特に大きな特徴を述べると、①「災害救助法」適用の災害に限られること、②個人債務者を対象としてい

ること、③公平・中立な「登録支援専門家」の関与があること、④簡易裁判所による「特定調停」を利用して調停条項（弁済計画）の合意に至ること、が挙げられる。債務者は、制度を利用した場合でも、個人情報登録されないため、直ちに生活再建ができるほか、次なる事業への資金を得やすくなる。また、既往債務に保証人がいる場合であっても、「保証履行を求めることが相当と認められる場合」でない限りは、保証債務の履行を求められない。破産などの法的手続では、保証人への配慮や便宜を考えて手続開始を躊躇する債務者もいるが、本制度はそのような心配が原則としてないのも特徴である。

「自然災害債務整理ガイドライン」は、東日本大震災後の弁護士の提言によって作られた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を恒久的な制度に昇華させたものである。2015年12月にできたばかりの制度であるが、東日本大震災におけるガイドラインのノウハウが承継されている。今後は、必要な方が如何にこの制度にたどりつき、確実に利用できるかが課

題である。特に債権者である金融機関側が果たすべき役割は重要で、債務者に対してダイレクトメールを利用するなどして制度の周知啓発を徹底的に実施することが求められている¹¹。

6. 各災害のリーガル・ニーズの比較検証

(1) 被災地の民事紛争と震災ADRの活用

東日本大震災では、都市部において地震被害や津波被害が起きた場合に、賃貸借契約を巡る紛争や、近隣どうしの工作物責任・相隣関係に関する紛争が頻出した(図1及び2)。また、広島市内で起きた広島土砂災害においても、がれきの撤去や工作物責任を巡る紛争の割合が高かった(図3)。そして、熊本地震でも賃貸借契約及び工作物責任の紛争が際立って高い相談割合となった(図4)。これらの相談類型の特徴は、表1からも読み取れるように、賃貸借契約の当事者同士、被災地域の隣家同士で高額な金銭賠償や住まいの確保に関する「紛争」である。紛争となっている金額の詳細なデータは見当たらないが、およそ当事者の話し合いだけで解決するには困難な高額な紛争事例も多いと考えられる(塀や自動車の損壊を考えれば数十万から数百万円という金額は不自然ではないと考えられる。)

いずれの災害においても、紛争当事者の第一次的な情報収集窓口としての機能を、弁護士による無料法律相談が果たしたことで、相談割合が高くなったものと考えられる。

これらの紛争は、解決までのプロセスにも留意が必要となる。すなわち、隣家や賃貸借契約当事者を相手方として敢えて裁判をすることを望まない者が圧倒的といつて良い。そこで、東日本大震災では仙台弁護士会の「震災ADR」、熊本地震では熊本県弁護士会の「震災ADR」の各窓口が開設された。ADR

(Alternative Dispute Resolution)とは、判決等の裁判によらない紛争解決方法(裁判外紛争解決手続)のことである。いずれの制度も、弁護士が、中立の立場で「和解のあっせん人」となって、当事者の言い分を聴取し、「あっせん案」を提示するなどして、紛争

の当事者間での自主的な解決(和解)を援助する仕組みを採用する。申立手数料を無料としている点も大きな特徴である。

仙台弁護士会の震災ADRでは、2011年4月から2013年6月までの間に499件の申立てがあり、そのうち「賃貸借」(211件)と「相隣関係」(66件)が多かった¹²。熊本県弁護士会の震災ADRでは、2016年6月から10月中旬頃までの間に52件の申立てがあり既に11件が解決している。相談の多くは、建物賃貸借を巡る紛争であり、退去や敷金返還などを内容とするものである¹³。広島土砂災害では相談件数の母数がそのほかに比較して少なかったためか、震災ADR制度は設けられなかったが、仮に設けていれば相隣関係に関する申立ては相当見込まれたと推測できる。

以上のとおり、都市部における災害では、津波災害、地震災害、土砂災害のいずれの災害態様においても「賃貸借」や「工作物責任・相隣関係」の相談が高い割合を占めることが明らかになった。さらに、その解決手段としては、第一次的には弁護士による無料法律相談活動が奏功し、第二次的には「震災ADR」制度による紛争解決手法が相応しいという評価が可能になったといえる。

震災ADRの課題は、公的な財政上の措置の必要性にある。現在行われている弁護士会の震災ADRは公費による手当てがなくその持続可能性や開設場所の確保に困難を伴う。今後都市部での災害が発生した場合に、開設場所の確保やADRに関与する専門家の費用などについては災害救助の一環としての国費負担も検討をすべきものと考えられ、法整備も視野に入れるべきと考えられる¹⁴。

(2) 生活再建支援情報に関するニーズの普遍性と災害派遣弁護士(DLAT)の認知

災害直後の無料法律相談において最も特徴的かつ重要な類型が「公的支援・行政認定等」である(「震災関連法令」「災害関連法令」も基本的に同類型)。具体的には、「罹災証明書」と呼ばれる自治体に発行義務がある住居被害を認定する証明書に関する説明か

ら始まり、「被災者生活再建支援金」の支給、仮設住宅への入居要件などに関する問い合わせが多数を占める。「罹災証明書」は、住居を「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊（半壊未満）」と被害認定するものであるが、その結果によっては、現金給付支援や支払猶予・免除措置の起点となる。罹災証明書の認定基準や入手できる時期などの問い合わせが弁護士に殺到する。そもそも制度の存在や公的支援が受けられるという発想すらないことが通常であり、弁護士による積極的な情報提供（アウトリーチ）が必要になる分野でもある。

法制度に基づいて行政が実施する被災者への公的支援（特に行政給付支援）は、はじめて災害を経験する者にとっては、行政機関も住民も制度の存在や詳細を知らないことが多い。行政からスムーズに情報が提供されとも限らず、また、避難所の壁新聞やニュースを聞いても、被災者自らその情報を正確にキャッチできないことが通常である。弁護士による法律相談・情報提供支援の本質は、必要な者に対して、必要な制度情報を正確に、漏れがなく伝達することにこそあるといえる¹⁵。

東日本大震災の石巻市における「震災関連法令」の相談は全体の中で「18.4%」であり、仙台市も「12.3%」である。津波被害よりも寧ろ地震被害による相談が目立つ仙台市にあっても、生活再建のための公的支援を求めるニーズが高いことは注目に値する。広島土砂災害のような所謂局地的な災害においても、「災害関連法令」が「22.4%」と高い割合を示している。土砂災害エリアでは高い割合で生活基盤となる家屋が流失・損傷しており、生活再建を求める声は災害それ自体の客観的規模を問わないという評価ができる。熊本地震では、津波被害はない一方で、地震により夥しい家屋倒壊が引き起こされている。これを反映して生活再建を求める声が頻出しているのである。

ここで、「第2次分析」にある熊本地震の「公的支援・行政認定等」の内訳に着目したい。図5にあるように、同類型の中で「罹災証明書」に関する法律相談が「39%」と相当高い割合を占めていた。

「⑫ 公的支援・行政認定等」内の分類（母数：1, 285件）

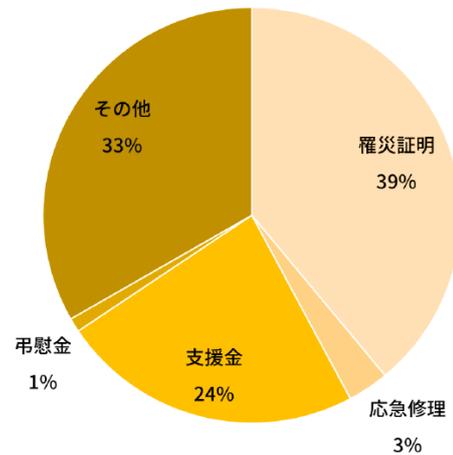


図5 熊本地震「12 公的支援・行政認定等」の内訳

先述のとおり、罹災証明書は多くの支援の起点となる、いわば被災者にとっては最初の希望となる情報である。実際に罹災証明書が発行されるまでは1か月から2か月かかる事例もあるが、そもそも制度自体を「知る」ことで、希望を持つことができるという効果が大きい。相談に赴く弁護士らは住宅に被害を受けた被災者であれば、まずは「罹災証明書」を説明するという手法が東日本大震災以降にノウハウとして蓄積されてきたことも影響していると思われる。

以上のとおり、東日本大震災、広島土砂災害、熊本地震のいずれの災害にあっても、生活再建に関する公的支援の情報が、被災者の重要なリーガル・ニーズとして浮かび上がることが確認された。

筆者は、弁護士（弁護士会）が自治体や専門資格者らと連携し、協定を結ぶなどしたうえで、災害直後から相談・情報提供業務をすることを「災害派遣弁護士（DLAT ‘Disaster Legal Assistance Team’ディラット）構想」と呼び、その浸透を提言している¹⁶。災害直後から生活再建に関わる法制度の情報提供が不可欠であることが、東日本大震災、東京都大島町土砂災害、広島土砂災害などで証明されている。弁護士が災害直後にできるかぎり被災者の元へ駆け付け、直接の「情報提供支援」をすることを広く災害対策・応

急対応の中で認知させていくことが重要である。

7. 復興政策及び防災教育への反映

熊本地震における相談分析結果も踏まえ、無料法律相談分析データの復興政策・立法政策への反映について簡単に言及しておく。「第2次分析」にも記述されているが、法改正を伴うべき喫緊の課題として、①自然災害債務整理ガイドラインの活用にとどまらない二重ローン対策の立法化¹⁷、②被災者生活再建支援法の適用要件や金額の見直し¹⁸、などが挙げられる。今後相談内容の分析を精査し、立法提言の根拠として相談結果及びそこから抽出した個別相談内容を活用していくことが望まれる。そして、そのための公共政策上のノウハウや、災害直後の生活再建ニーズを予め「知識の備え」として準備する防災研修・教育プログラムの構築が不可欠である¹⁹。筆者も行政機関、民間企業、医療福祉施設、非営利組織、各大学講座、専門士業らへの研修プログラムを実践しているが、今後、より広く一般教養、生涯学習、さらに義務教育への浸透させることを提案したい²⁰。

¹ 日本弁護士連合会「東日本大震災無料法律相談情報分析結果」第1次分析から第5次分析までである。

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai/higashinihon-hisaisha/proposal.html#bunseki>

² 岡本正『災害復興法学』(2014年 慶應義塾大学出版会)

³ 広島弁護士会「平成26年(2014年)8月広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果(第1次分析)」(2015年8月18日)
https://www.hiroben.or.jp/news_info.php?newsid=578

⁴ 日本弁護士連合会「熊本地震無料法律相談データ分析結果(第1次分析)」(2016年8月)、「同(第2次分析)」(2016年12月)

http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai/kumamoto_shien.html

⁵ 表1は、脚注1、3及び4の各無料法律相談分析に係る報告書の記述を参考に筆者においてまとめたもの。なお脚注1の各報告書の執筆担当責任者は筆者である。

⁶ 「第1次分析」これを解説するものとして、岡本正「熊本地震と被災地のリーガル・ニーズ～日弁連『熊本地震無料法律相談データ分析結果』の公表を受けて～」危機管理とBCPの専門誌リスク対策.com (vol.57 2016年9月25日発刊 70-73頁)。

⁷ 日本弁護士連合会「熊本地震無料法律相談データ分析結果(第2次分析)」(2016年12月)

http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai/kumamoto_shien.html

⁸ 非常災害対策本部「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」(平成28年11

月14日18時00分現在)

⁹ 総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」

¹⁰ 一般社団法人全国銀行協会「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」

<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/>

¹¹ 自然災害債務整理ガイドラインの被災地で活用方法や、金融機関による支援の在り方については、岡本正『『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』の実務対応～東日本大震災の教訓から実践的活用を目指して』JA金融法務(2016年7月1日号 No.547)に詳しい。

¹² 仙台弁護士会紛争解決支援センター編『3.11と弁護士 震災ADRの900日』(2013年きんざい) 151頁

¹³ 毎日新聞(2016年10月21日 西部夕刊)

¹⁴ 前掲『災害復興法学』62-63頁

¹⁵ 前掲『災害復興法学』216-235頁

¹⁶ 岡本正「特集 震災から5年現場から問いかける課題と復興・防災・減災への提言 東日本大震災を教訓とした弁護士の防災・減災活動—災害復興法学の展開と災害派遣弁護士の浸透に向けて」法律のひろば(2016年3月号 43-51頁)において、「DLAT」概念を提案している。

¹⁷ 日本弁護士連合会「災害時の二重ローン問題対策(個人向け)の立法化を求める意見書」(2015年11月19日)。同意見書では、法的拘束力のないガイドラインではなく、債権買取機構の創設を含む法制度として二重ローン対策の提言している。

¹⁸ 日本弁護士連合会「被災者の生活再建支援制度の抜本的な改善を求める意見書」(2016年2月19日)。同意見書では、被災者の生活基盤の損傷の程度に応じて家屋損壊に限らないきめ細やかでシームレスな支援メニュー構築を「災害ケースマネジメント」と呼んで提言している。

¹⁹ 企業や自治体などに向けて災害法制や災害後のリスクに関する研修プログラムを提案する論稿として、岡本正「東日本大震災の教訓を「自分ごと」にする研修プログラム～災害復興法学のすすめ」地方自治職員研修(672号 2015年3号 23-25頁)、岡本正「東日本・被災地復興に学ぶ減災社会へのヒント 第4講 支援情報と防災力強化 被災の実相知り、“知恵”備える 自分ごとにする研修・人材育成を」日経グローバル(No.281 2015年12月7日号 54-57頁)などがある。

²⁰ 岡本正ウェブサイトの実績を列挙している。

<http://www.law-okamoto.jp>